

東地申  
第17号  
~その10~

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する団体交渉を行う!

### 第4項です!

4. 33発動の適用については法令の趣旨に則り厳正に取り扱うこと。

#### 【会社回答】

33発動については、労働基準法に規定する「災害その他さけることのできない事由」によって、臨時の必要がある場合」にあたる事例について、所轄労基署への所定の届出をしており、引き続き法の趣旨に則り取り扱っていく。

【組合】平成29年度10月23～24日、宇都宮線電気設備故障にともなう、33発動が発生した。適用された職場と理由を明らかにすること

【会社】適用箇所は、上野車掌区・上野運転区・田端運転所・東京支社の4箇所である。理由は、宇都宮線を担当している乗務線区であり、復旧に相当な時間がかかったためである。

【組合】今回の事象は、設備故障に伴うものであり、乗務員職場は代替乗務員を手配することが基本である。36超勤を誤魔化さず33発動を厳格に適用すること。

【会社】この間の議論経過をふまえ、事象を精査し33発動を適用している。今後も引き続き趣旨にのっとり厳格に適用していく。

【組合】33発動をする際は事前に社員代表へ話すことが労使共通の認識であり、事前に社員代表へ話をすること。

【会社】引き続き、事前に社員代表へ説明していく。

**33発動の取り扱いは、  
厳格に適用すること!**

**33発動時には、  
事前に社員代表に伝えていくこと!**

**を改めて確認!**

### 第5項です!

5. 労働基準法違反が継続しているため、36協定違反が発生した場合には、いずれか一方の通告により失効できる条項を36協定に追加すること。また、労働基準法の趣旨を踏まえ、事業場単位の締結とすること。

#### 【会社回答】

36協定は、公共性のある鉄道輸送事業を安定的に遂行していくという観点から、失効できる条項を追加することなく締結すべきであると考えている。また、これまでどおり「労使間の取り扱いに関する協約（平成27年10月1日締結）」に則った交渉単位での締結を考えている。

【組合】今まで以上の緊張感と危機感を持つため、破棄条項を加えることを前提とした36協定の1年間の締結を求める。破棄条項については、一切引かない考えである。

【会社】この間、労働時間管理においては真摯に団体交渉を行ってきた。現場に足を運んで時間外労働縮減について議論をしてきた。緊張感を持ちながらの労働時間管理は当然であるが、破棄条項を含めると必要以上の緊張感が生じてしまう。この間の労使関係もあり、鉄道業の安定的遂行のために、1年間の破棄条項なしで締結していきたい。

**さらなる緊張感を持つために破棄条項を加えることを前提とした1年間締結を要求!**